

〔資料〕

看護学科卒業時の看護実践能力を担保するための教育の開発

北山 三津子¹⁾ 松下 光子¹⁾ 両羽 美穂子²⁾ 石井 康子³⁾Development of the Education to Secure Nursing Practice Competency
at the time of the Graduation from Gifu College of NursingMitsuko Kitayama¹⁾, Mitsuko Matsushita¹⁾, Mihoko Ryoha²⁾, and Yasuko Ishii³⁾

I. はじめに

わが国の学士課程における看護学教育は、保健・医療・福祉をとりまく社会情勢の変化やこれらに対する国民ニーズの高まりを背景として、社会の要請に応えられる確かな専門性と豊かな人間性を兼ね備えた資質の高い看護職者の育成が求められている¹⁾。

文部科学省は、平成13年度には、看護学教育の在り方に関する検討（第一次）を行い、看護実践能力育成という観点から教育内容のコアを構成する重要な要素である「看護実践を支える技術学習項目」を示し、併せて臨地実習指導体制や教育の質向上のための組織づくりを提言した。引き続き、平成16年度には、第2次の看護学教育の在り方検討会において、各看護系大学が独自性を維持しつつ共通認識できる看護実践能力の卒業時到達目標を提示し、学生の看護実践能力の質を保証する仕組みづくりとして、卒業時の評価方法への言及もなされた。

平成20年12月には、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」において、各専攻分野を通じて培う学習成果の参考指針（学士力）が示され、看護系大学においても、当該大学の学生の実態に即した学習成果の具体的な達成水準等主体的に考えていくことが求められた²⁾。これにより、筆者らは看護学の学士課程においても、学士力を念頭においた卒業時の到達目標の設定の重要性を再確認した。

岐阜県立看護大学看護学科は、平成12年の開学当初か

ら、真に国民・県民のニーズに応えられる看護職を育成するために、独自の教育理念・教育目標に基づいた教育を行い、教育の質を向上させるための取組みを継続してきた。とりわけ、看護専門職としての生涯学習の起点として、卒業時の看護実践能力を担保するための教育方法の開発が喫緊の課題となっている。

卒業時の到達目標や卒業研究を通じて獲得する看護実践能力については、平成16年以降委員会活動や教育能力開発（ファカルティ・ディベロップメント FDとする）研修会を通じて検討してきた。また、卒業時の看護実践能力の到達目標を明確に示し、卒業までにこれらを達成できるように支援する教育プログラムとして、平成20年度から4年次生を対象にして、個人別に学修到達状況の確認と卒業時までに強化すべき課題を明らかにして、学習支援を行う「看護学統合演習」を試行してきている。

本稿では、平成24年度からの「看護学統合演習」の本格実施に向けて、これまでの取組みを振り返り、試行により開発してきた教育方法を明示し、卒業時の看護実践能力を担保するための教育としての課題を明らかにする。

II. 岐阜県立看護大学看護学科の教育の特徴

看護学は、保健師・助産師・看護師の実践活動に関して、科学的根拠と理論的体系を追究する学問であり、4年間の教育課程において、「看護学」の基礎を体系的に教授³⁾している。教育理念は表1、教育目標は表2に示す

1) 岐阜県立看護大学 地域基礎看護学領域 Community-based Fundamental Nursing, Gifu College of Nursing

2) 岐阜県立看護大学 機能看護学領域 Management in Nursing, Gifu College of Nursing

3) 岐阜県立看護大学 育成期看護学領域 Nursing in Children and Child Rearing Families, Gifu College of Nursing

とおりである。

本学科は授業科目を、専門科目、専門関連科目、教養科目で構成している。専門科目は看護学の基礎を体系的に教授する授業科目であり、地域基礎看護学、機能看護学、育成期看護学と成熟期看護学の4つの看護学で構成し、1 Semesterで看護学概論、2~4 Semesterで看護方法（但し、機能看護学においては6 Semesterも一部開講）、5・6 Semesterで機能看護学を除く3つの看護学の領域別実習を履修する。7 Semesterの卒業研究Ⅰは、4つの看護学のうち、学生が選択した領域において自ら看護過程を展開し実践上の課題を見出す。8 Semesterの卒業研究Ⅱでは、この課題解決のために研究的な視点をもって卒業研究Ⅰと同じ領域で看護実践を行い、報告書を作成することとしている。この卒業研究と並行し、看護学統合演習を行っている。

専門関連科目は看護学を志す者に不可欠な学習内容を

もつ分野として、保健学、福祉学、人体・治療学、生活学を関連科目として1~4 Semesterで履修する。

教養科目は教養基礎科目と教養選択科目に分けられ、教養基礎科目は21世紀社会を生きる市民として生活を送る上で基盤となる知識と技術を習得する科目であり、主に1~3 Semesterで履修するが、そのうち英語は4年間通して学習する。教養選択科目は、自己の位置づけを知る「人間の理解」、他者および人間の周辺を知る「地域社会の理解」、世界へと視野をもつ「世界の理解」と体験を通して自己の在り方を考える「体験型プログラム」から成り、自らの選択により6 Semesterから重点的に学ぶ科目である（図1）。

Ⅲ. 岐阜県立看護大学看護学科における卒業時到達目標検討の経緯

本学科では、平成16年3月に、第1期生が卒業した。同

表1 教育理念

本学は県民の求める生活を保障するために、看護専門職としての責任を遂行できる人材を育成します。また、県内の保健・医療・福祉問題に対して、研究活動に基づく理論的に裏づけされた創造的・革新的な解決策を提言したり、改革の原動力となる人材を育成することによって、県内の保健・医療・福祉の充実・発展に寄与します。

表2 教育目標

本学で育成する看護職像は、看護実践の中で必要となるヒューマンケアの基本技術を身につけ、看護対象の持つ困難や諸問題の解決に深い責任を感じ得る者で、常に創造的に問題解決行動をとっていく姿である。看護学の専門の基礎を学び、以下の各項の基礎的能力の育成を目指す。

- ア 看護実践に必要な基本的技術と知識を持つジェネラリストとしての能力
- イ 生活者としての人間に対する深い理解と総合的判断力
- ウ 看護の対象となる人とその家族や地域住民等が本来持っている問題解決能力を支え、健康問題の解決に貢献する能力
- エ 保健・医療・福祉介護等の関係者並びに地域を構成する人など、ケアにかかわる人々と協働活動ができる能力
- オ 看護実践を重ねることを通して看護学研究への関心を深め、看護実践の改革に貢献できる基礎的能力

年次	Semester	専門科目		専門関連科目	教養科目			
		卒業研究Ⅱ	看護学		教養選択科目			体験型プログラム
4年次	8	卒業研究Ⅱ	看護学	教養基礎科目	人間の理解	地域社会の理解	世界の理解	
	7	卒業研究Ⅰ	統合演習					
3年次	6	看護方法			英語		地域社会の理解	
	5	領域別実習						
2年次	4	看護方法		福祉学				
	3							保健学
1年次	2	看護学概論		人体・治療学				
	1							生活学
							日本語情報	

図1 教育課程

時期に、文部科学省の看護学教育のあり方に関する検討会報告として、「学士課程卒業時の看護実践能力の到達目標」が出されている。表3に示すとおり、平成16年度から教育課程の見直しに取り組み、卒業時の到達目標と到達度評価についても検討を重ねてきた。

平成16年度には、教育課程の見直しに取り組むために教育課程検討委員会を設置（17年度まで）した。そして、本学科の教育カリキュラムの精選・充実に向けて、学士課程としての看護技術教育のあり方を検討するために、県内就職した卒後2年目の第1期生とその上司を対象とした「教育課程検討に向けた看護基本技術に関する調査」を実施した。この調査は、教育課程検討委員会の看護技術教育検討部会が中心となり、講師以上の看護学の全教員が協力して、本学科の看護技術教育に関する意見を聴取する面接調査を実施した。

平成17年度には、全教員で検討する機会として、教務委員会と教育能力開発委員会が共同し、9月のFDワークショップにおいて「卒業研究を通じて獲得する看護実践能力とは？」をテーマにグループディスカッションを実施した。①卒業研究を通じて学生はどのような看護実践能力を獲得しているか、②教員は学生がそのような能力を獲得するために誰にどのように関わったかを小グループで話し合った。また、11月には、教務委員会が「卒業研究の到達目標」を小グループで話し合う研修会を開催した。2回の話し合いの記録は、教務委員会において内容が検討され、卒業研究の目的・目標の明確化に活かされた。さらに、教育課程検討委員会において検討された「本学の到達目標、看護実践能力の到達点の検討案」が提示された。

平成18年度は、教育課程検討委員会は、教育課程検討部会として教務委員会の下部組織となった（19年度まで）。教育課程検討部会から、教育課程検討に関する全学的課題と各講座が取り組む課題が提示された。この中で、卒業時到達目標の検討も課題とされた。18年度には、教務委員会と教育課程検討部会が話し合い、「領域別実習の基本方針」「卒業研究の目的・目標」を明文化し、19年度の領域別実習要綱、卒業研究要綱に掲載することとなった。全教員での検討の機会としては、9月のFD研修会で「学士課程教育を生涯学習支援の観点から振り返る－教育課程検討に向けた看護技術教育に関する調査報

告書をもとに－」として、教育課程検討部会と教育能力開発委員会の共同で、16年度に実施した「教育課程検討に向けた看護基本技術に関する調査」報告書に基づく検討を実施した。討議記録は、教育能力開発委員会が取りまとめ、教授会で報告した。

平成19年度には、9月のFD研修会において、教務委員会、教育課程検討部会、教育能力開発委員会が共同し「学士課程卒業時の到達度とその評価方法」をテーマに、保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正の機会に、本学の教育を充実させるために教育内容を見直し、卒業時到達目標、学士課程での教育内容、総合評価のあり方について話し合った。討議記録は、教務委員会で検討し、卒業時到達目標とその評価方法の検討、教育課程の検討に活かした。

以上のように、教務委員会、教育課程検討委員会（後に部会）が中心となって調査や領域別実習、卒業研究の目的・目標の明文化を試みてきた。同時に、FD研修会等における検討など、全教員で話し合う機会を設け、共通認識づくりと教員からの意見収集を行ない、卒業時到達目標の明確化と到達度評価に向けた基盤をつくってきた。

IV. 卒業時の看護実践能力を担保するための授業の試行と改善

平成20年度から卒業時の看護実践能力を担保するための授業を試行しており、その成果に基づき、平成24年度（平成21年度入学者）から、「看護学統合演習」を授業科目（1単位22.5時間、7・8セメスター）として追加することとなった。

1. 看護学統合演習の趣旨・目的

本学科の学生は、大学が設定した教育目標及び人材育成の目標を深く受け止めて、自己の将来像を描いて入学してきている。そこで、最終学年次に至った学生に対して、個人別に学修到達状況の確認と卒業時までには強化すべき側面・課題を明らかにして、学修支援・指導を行う。主な内容としては、教育目標と卒業時到達目標に向けた現状評価をし、自己学習の方法を個人別に提示し、4年次後半の時期に求められている自己学習の強化を図る。

最終学年次の学生自身の自己学習を促すことが基本であるので、教育方法としては以下の点を重視する。

①学生自身の自己評価とそれに基づく学習計画の樹

表3 本学科における卒業時到達目標の検討の経緯

年度	主となる委員会等	調査	教員間の意見交換	教育活動
H16	教務委員会	「教育課程検討に向けた看護基本技術に関する調査」	FDワークショップ「卒業研究を通じて獲得する看護実践能力とは？」 教務委員会主催「卒業研究の到達目標」検討会	
H17	教育課程検討委員会			
H18	教育課程検討部会		FD研修会「学士課程教育を生涯学習支援の観点から振り返る—教育課程検討に向けた看護技術教育に関する調査報告書をもとに—」	「領域別実習の基本方針」「卒業研究の目的・目標」を明文化
H19			FD研修会「学士課程卒業時の到達度とその評価方法」	領域別実習要綱、卒業研究要綱に掲載
H20 H21 H22		「看護学統合演習」における学生の自己評価結果の集計、「学生による授業評価」、「教員の意見・感想」の収集	H20FD研修会「看護学統合演習に関する情報提供・ディスカッション」 H21FD研修会「卒業時到達目標・看護学統合演習 看護基本技術について」 H22FD研修会「卒業時到達目標(教養教育を含む)」	「看護実践能力の到達状況自己評価票」の作成 「看護学統合演習」の試行

立・実施・再評価が含まれること

- ②本学科の教育理念・目標に基点を置くこと
- ③個人別学修支援を主軸に展開すること
- ④本学科で育成する看護実践能力の卒業時到達目標に向けた到達度評価が含まれること
- ⑤自己学習の計画策定と支援の実施は卒業研究指導教員以外の教員と卒業研究指導教員が行うこと

2. 看護学統合演習の目標

卒業研究Ⅰの授業時間が終了した段階で、個人別に看護実践能力に関わる本課程の学修到達状況を確認し、卒業時まで強化すべき課題を明確にして、学生が主体的に学修を深める。これにより、卒業時点において、各学生が看護職としての基礎能力を修得していることを保証する。

3. 看護学統合演習の方法

1) 看護実践能力の評価項目の作成と改訂

看護実践能力は、卒業時に完成するものではなく、生涯にわたり向上するものである。したがって、卒業時の到達目標は卒業後の成長を保证するための学士課程において修得しなければならない基本的な看護実践能力であり、卒業後自ら研鑽することで初めて意味をなすもので

ある。この考え方にたち、看護実践能力の評価項目を作成した。具体的には、本学科4年次の卒業研究Ⅰの各領域の目的・目標を集約して、表4に示すとおり、8分類23項目とした。

これらの評価項目を見直し、改善するための取り組みを20年度は3回行った。1つは、卒業研究Ⅰ終了後の面接を終えたところで、教員および学生の看護学統合演習に関する意見・感想から評価項目を活用した演習の内容および方法について点検した。その結果、教員および学生からは、学生の自己評価が妥当であるか否かの判断ができてにくい、さらに教員からは、学生によって評価基準が異なる、学生の評価基準の曖昧さがあるなど、評価基準や評価の妥当性に関する意見が多く出された。また、学生が自己評価することが難しい項目や問い方および評価項目の設定を見直した方がよい内容等、評価項目に関する意見も出され、看護実践能力および看護基本技術の到達状況を確認する方法をさらに工夫していく必要性が認められた。そこで、2つ目には、9月に定例で行っているFD研修会のテーマとして看護学統合演習を取り上げ、組織的に評価項目の見直しをはかった。FD研修会では、卒業研究Ⅰ終了時点での看護実践能力到達状況の学生の

表4 看護実践能力の評価項目

分類	項目
援助対象との信頼関係形成	援助対象者との信頼関係形成の意義を説明する
	援助対象者との信頼関係の形成過程を振り返り評価する
	援助対象者との信頼関係を発展させる方法を考え実施する* [援助対象者との信頼関係を形成する]
倫理にかなった看護実践	対象の人権を尊重し倫理に配慮した行動をする（看護を学ぶ学生として責任、個人情報を扱う責任、学習者としての責任、承諾を得る方法）
	情報を適切に取り扱う（個人情報・記録等の管理の方法）
	対象の意思決定を尊重した支援の必要性を理解し、方法を考える* [対象の意思決定・主体性を尊重した支援の方法を理解する]
様々なライフステージにある人およびその家族の理解と援助	本人と家族を生活者として理解する。すなわち、日常生活、対人関係、本人・家族の考え、発達段階、これまでの経過、病気と病気による生活への影響、ヘルスケアサービスの現状が生活に及ぼす影響等の側面から総合的に理解する
	対象とのかかわりを通じて自己の気持ち・考えに気づき自己洞察を深め、援助を見直す* [対象とのかかわりを通じて自己の気持ち・考えに気づき自己洞察を深める]
	家族単位に援助する意義と方法を多様に考え工夫する* [家族単位に援助する意義と方法を理解する]
看護過程の展開	看護過程の構造、および展開方法を理解する* [実践を通じて看護過程の展開方法を理解する]
	個人・家族・地域生活集団のヘルスケアニーズを明らかにし、看護を計画・実施・評価する* [対象のヘルスケアニーズを明らかにし、看護を計画・実施・評価する] [地域生活集団を対象とした看護活動の展開方法を理解する]
	対象の主体的な問題解決を促す援助方法を考える
	看護の基本技術を的確に実施する（環境調整、食事援助、排泄援助、活動・休息援助、清潔・衣生活援助、呼吸・循環を整える、創傷管理、与薬、救命・救急処置、症状・生体機能管理、感染予防、安全管理、安楽確保）
社会資源の活用促進	社会資源の活用を促す援助の意義と看護職の役割を理解する
	社会資源の現状を把握し、対象のヘルスケアニーズに即した社会資源の活用を検討する
看護職チーム・ケアチームでの連携・協働	他機関・他職種との連携の必要性と方法を理解する
	対象に必要なケアを提供する人々によって構成されるケアチームの一員としてケアを実施する* [対象に必要なケアを提供する人々によって構成されるケアチームの一員として役割を果たす]
	住民と協働する意義と方法を理解する
ヘルスケア提供組織のなかでの看護の展開	保健医療福祉介護の諸制度における実習施設の位置づけと期待される機能を理解する
	実習施設の組織体系における看護部署の位置づけ・役割を理解する
	実習施設の組織の理念・目標と看護実践とのつながりを考える* [実習施設の組織の理念・目標と看護目標を理解する]
	社会における看護の役割・責任を考える
看護実践のなかで研鑽する基礎能力	実習を通じて、看護実践上の課題を明らかにする

注1) *はH21年度より改善した項目、[]内はH20年度の項目

注2) 太字はH21年度より追加した項目

自己評価結果および看護基本技術の学習状況結果、到達状況確認に関する学生および教員の意見集約結果を教員にフィードバックし、看護学統合演習の課題を全教員で共有した。それらを基に、多くの教員から課題として提示されていた看護実践能力の各評価項目の内容および評価基準と前期セメスターに確認した学生の学習課題への自己学習支援方法について検討を行った。FD研修会で教員から出された意見は、①「理解できる」「卒業時にできる」「必ず体験してほしい」など技術ごとに到達基準を明確にする、②「理解する」などできているとする判断基準が曖昧なものは、「説明できる」など判断基準が一律になるように表現を工夫するなど、評価項目の内容および表現に関する事、③学生の自己評価の根拠を確認しながら、後半の演習につなげることが大切である、など評価方法に関することであった。3つ目には、これらの意見を教務委員会で検討し、21年度の統合演習に向けて、看護実践能力の各評価項目について、卒業時の到達度を「理解する」「説明する」「検討する」「実施する」等のレベルを再検討し、表4に示すとおり8項目について改訂するとともに、判断基準を教員に示すことを試みた。また、各評価項目についての学生の判断根拠を実習体験の事実で記述するように指導した。さらに、看護基本技術項目の学習状況確認票については、何をもって「理解している」と判断するのかの解説を加えて、学生に示した。

21年度には、FD研修会で看護基本技術の卒業時到達目標について検討した。その結果、どの科目でどのような内容が教授されているのかを教員間で共有する必要があるという意見が多く挙げられたため、講座別に看護基本技術項目別に教授科目と教授方法、および到達目標を取りまとめた。これは、7月の到達状況を確認する面接で活用することとした。

2) 授業プログラムの改善・充実

平成22年度の看護学統合演習のプログラムは表5に示すとおりである。まず、4年次の4月の7セメスターのガイダンスにて、授業の目的・目標および方法の説明を行う。その後、個人別に、3年次の領域別実習終了時の学習課題を踏まえて、卒業研究Ⅰの学習計画を立てる。卒業研究Ⅰ終了後の7月に、個人別の学修到達状況の自己評価を教員と確認し、強化すべき学習課題を明確にして、

学習計画を立てる。9月末までに、卒業研究Ⅱの指導教員と計画を確認し、自己学習に取り組む。10月下旬には中間での学修状況を確認し、自己学習を進める。卒業研究Ⅱ終了後の1月初旬に、7月に面接した教員と学修状況を確認し、看護実践能力の到達度について、総合的な評価を受け、不十分な点については、卒業までの学習計画を立てて実施する。以上のプログラムは毎年、教員や学生の意見を踏まえて改善・充実させてきた。また、22年度は、卒業研究の一部としていた統合演習の時間を見直し、卒業研究とは別時間で統合演習を試行している。時間配分はこれまでと同様に7セメスター10時間、8セメスター12.5時間である。

なお、7月の個人別学修状況の自己評価を確認する教員および翌年の1月初旬に看護実践能力の到達度について総合的な評価を行う教員は同一教員とした。また、開始当初から講師以上の教員が担当することとしている。

以下では、平成20年度以降に改善・充実させた事項を整理する。

(1) 3年次の領域別実習での学習の振り返りに基づく卒業研究Ⅰの学習計画づくり

平成20年度は、卒業研究Ⅰ終了後から開始したが、21年度は、4年次の4月に3年次の領域別実習にて受け持った事例と援助体験を記述させ、22年度は、3年次の領域別実習終了後の1月に、看護基本技術の各項目について、体験状況を振り返り記録させた。これを4月に4年次の卒業研究指導教員と確認し、卒業研究Ⅰの学習計画を相談できるようにした。以上の取り組みは、「看護実践能力は、3年次の領域別実習からの学習の積み重ねにより向上していくので、領域別実習での学習を振り返り、卒業研究Ⅰの学習でできるようにするとよい」との20年度のFD研修会での教員の意見、および「領域別実習のことは終了直後の方が思い出しやすい、卒業研究Ⅰでの学習を考えるためには領域別実習終了時から始めたい」との21年度の学生の授業評価に基づき実施したものである。

(2) 学生の自己学習を促進・支援する働きかけ

平成20年度は、10月初旬に後期セメスター（卒業研究Ⅱの期間中）における自己学習計画を卒研指導教員と相談するようにはしていたが、「卒業研究Ⅱでの学習を円滑にするためには、開始前に学習計画を立てるとよい」との教員の授業評価に基づき、21年度には9月末までとし、

22年度は、夏季休業中の自己学習を支援するために、できる限り早期に学生と面接するようにした。

また、21年度の教員の授業評価「最後の面接までの間に一度、自己学習状況の確認のための時間をとるとよかった」に基づき、22年度は、卒業研究Ⅱの期間中に計画的に学習が進むように、10月下旬に学生の自己学習状況を卒業研究指導教員が個別面接により確認することとした。

さらに、21年度は、1月に教員による総合的な評価を受けた後、学生が卒業までの学習計画を立てることを指導することにした。

(3) 面接担当教員と卒業研究指導教員との連携

平成20年度は、4年次の1月の教員による総合的な評価は、卒業研究での学習状況を把握している卒業研究指導

教員が実施した。20年度の教員および学生の授業評価では、「到達状況の確認のための面接も卒業研究指導教員が実施した方が、学生の体験状況がよくわかるのではないか」という意見と、「卒業研究指導ではない教員に説明をすることは、学生にとっては、自分の体験を言語化して説明する機会となり、有効である」という意見の両方があった。教務委員会では、学生にとっては、根拠に基づいた自己評価を促すことになると考え、21年度からは、卒業研究指導教員ではなく、7月に学修到達状況を確認した教員が担当することとした。また、面接担当教員が卒業研究指導教員に面接状況を詳細に伝えて、卒業研究Ⅱにおける学習計画づくりや支援につなげられるようにした。

表5 看護学統合演習のプログラム

月・時期・ 時間数	学習課題	内容並びに方法	担当教員
1月	3年次の学習の振り返り	領域別実習での看護基本技術の体験状況を学生が記録する。	教務委員
4月 2時間	学生への授業の説明 個人別の卒研Ⅰ学習 計画の立案	目的・目標・方法の説明 3年次までの学習状況の振り返りと確認、卒業研究Ⅰにおける学習計画を卒研担当教員と作成する。〈個別面接〉	教務委員 卒研指導教員
7月 卒研Ⅰ終了 後 6時間	学生への授業の説明 個人別の学修到達状況自己評価 強化すべき学習課題の明確化	目的・目標の確認、授業日程の説明 本学の教育理念と教育目標を踏まえて、看護実践能力到達状況自己評価票に沿って、各学生が現状を自己評価する。 学生が選択している卒業研究の領域内で、卒業研究指導教員以外の教員と確認し、卒業に向けて強化すべきことを確認する。〈個別面接〉	教務委員 卒研指導教員 以外の教員*
	(4年次生に共通する 課題に関する学習)	(国際社会において看護がどのように貢献できるかを考え、視野を広げる。看護師として参加した海外協力活動体験を素材にして考える。〈講義〉) (リスクマネジメント、とりわけ看護のリスクマネジメントの原則を実習体験と結び付けて確認する(医療事故防止、集団・院内感染予防、拡大防止等)。〈講義〉)	(海外協力体験をもつ学内の教員) (機能看護学講座教員)
9月末まで 2時間	学習課題に関する個人別学習計画作成	強化すべき課題について、個人別に教員の助言と指導を受けながら、学習計画をつくる。〈個別面接〉	卒研指導教員
10～1月 8.5時間	個人別課題に関する学習	学習計画に沿って、各学生が取り組む。	
10月下旬 2時間	自己学習状況の確認	自己学習の状況を教員とともに確認する。〈個別面接〉	卒研指導教員
1月 2時間	教員による総合的な評価	教員と学修状況を確認し、看護実践能力の到達度について教員の評価を受ける。〈個別面接〉 教員との面談後に今後の学習課題と計画を記載する。	卒研指導教員 以外の教員*

注1) *は同じ教員

注2) H21年度改善事項は斜体、H22年度改善事項は下線部分、実施する必要がなくなった事項には()を付けた。

(4) 各授業の見直しによる内容の充実

平成20年度は、それまでの教育では、国際社会における看護の貢献やリスクマネジメントの学習が不十分であったので、看護学統合演習の時間を使って授業を実施したが、21年度以降は、関連する授業科目において教授されるようになったので、統合演習で授業を行う必要がなくなった。

V. 卒業時の看護実践能力を担保するための教育の課題

これまでの取り組みから、さらに残されている課題は、以下の5点である。

1. 看護学統合演習における効果的な面接を行うための担当教員

平成22年度は、4月と9月、10月に行う自己学習計画を立てる段階の面接は、卒業研究指導教員、7月と1月の到達状況の確認のための面接は、卒業研究指導教員ではない教員が実施し、連携して学生を支援している。到達状況の確認のための面接も卒業研究指導教員が実施した方がよいという意見と卒業研究指導教員以外の教員が実施した方がよいという意見が毎年教員および学生から出されている。面接をどの教員が、どのように行うかは、22年度の実施状況・結果を評価して検討する必要がある。

2. 学士力をふまえた卒業時到達目標の明確化と評価の実施

平成22年度まで使用している看護実践能力の評価項目は、各看護学の卒業研究Ⅰの目的・目標をもとに作成されたものである。教養科目、専門関連科目の学習については、十分に反映されているとはいえない。平成22年度は、教務委員会の取り組み課題として、教養教育を含めた卒業時到達目標とその評価方法の検討をあげ、FD研修会で取り上げて全教員で検討することとしている。検討結果を反映させた、改善に取り組む必要がある。

3. 卒業時到達目標の妥当性の検討

到達状況の自己評価、教員との面接、卒業研究を通じた学習と自己学習を積み重ねていくことにより、卒業時到達目標の達成に向かって学生を支援する教育の方法は構築されてきた。この取り組みにより卒業時の看護実践能力の担保につながると考える。しかし、現在作成している卒業時到達目標は、大学として求めている目標であ

る。その内容について、卒業生を受け入れる実践現場と共有し、検討するまでには至っていない。今後はさらに、卒業後の能力の変化を確認し、卒業時の到達目標の妥当性を検証する必要がある。

4. 看護基本技術の項目と体験状況の再検討

看護基本技術の項目については、項目を再検討する必要性が意見として出されている。平成22年度の段階で、各授業科目での教育内容を確認したが、以前は授業で行っていたが、現在は扱っていない内容があることがわかった。項目の再検討を行う必要がある。また、学士課程において、身体侵襲がある技術については、実施が困難であるという現状がある。卒業後の新任期の研修体制にも連動する課題であり、学士課程において実習の中で体験できる技術と卒後に体験する技術を明確にする必要がある。

5. 自己学習支援体制の整備

実習室を使用した自己学習を実施する際に、実習室を開放するだけでなく、学生の自己学習を支援する実習室の物品等の準備や支援する指導者の必要性が教員から意見として出されている。具体的な取り組みにまで至っていない課題であり、今後の取り組みが必要である。

VI. おわりに

これまでの取り組みにより、卒業時の学生の看護実践能力を保証するための看護学統合演習の方法は、構築されてきており、平成24年度からの実施は可能となった。今後はさらに、卒業後の成長過程を確認したうえで、学士課程教育の内容と卒業時の能力の項目、到達度について、再検討をしながら、充実させていく必要がある。

文献

- 1) 看護学教育の在り方に関する検討会：看護実践能力育成の充実に向けた卒業時の到達目標；1，平成16年3月26日。
- 2) 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会：大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会第一次報告；3，平成21年8月18日。
- 3) 岐阜県立看護大学：学生便覧；2，平成22年度。

(受稿日 平成22年 9月28日)

(採用日 平成22年12月21日)